

健康科学館廃止後の空きスペースを活用したこどもの屋内遊び場の
整備に向けた検討に係る支援業務

1 業務の概要

本市が現在検討している、健康科学館廃止後の空きスペースを活用したこどもの屋内遊び場（以下「新施設」という。）の整備に関して、こどもの屋内遊び場に関する本市の現状や課題、他都市の先進事例の調査結果、有識者等に対するヒアリングの実施結果や、これらに対する分析等を取りまとめた「基本構想」の策定支援を行う。

2 契約期間

契約日から令和9年3月31日

3 業務範囲

別紙のとおり、健康科学館廃止後の空きスペース（仮）

なお、今後、使用できるスペースが変更となる可能性がある。

4 業務内容

(1) 新施設の現況・課題の整理

新施設の整備予定地について、施設規模、立地、周辺環境、交通状況、建築に関する手続き等の現況を調査し、こどもの屋内遊び場を整備する上での課題を整理すること。

(2) こどもの屋内遊び場等に関する先進事例調査の支援

ア 調査候補先の選定・提案

上記4(1)も踏まえ、施設の機能や整備内容等が先進的であり、本市が新施設の整備方針等を検討する上で参考となると考えられる事例を選定し、10か所程度提案する。なお、提案に当たっては、実際に聴き取り調査や視察調査が可能であることについて、あらかじめ確認を行うとともに、本市が調査先を選定する上での参考となるよう、各施設の選定理由や特徴等を併記した提案書（様式任意）により行うこと。

イ 調査先との調整

本市が決定した調査対象施設（3～5か所程度）について、聴き取り調査や視察調査を行う段取り（日程調整、同意取得、撮影可否の確認等）を行うこと。

ウ 調査の補助

聴き取り調査や視察調査を行うに当たり、調査事項等について本市と事前協議を行うこと。また、調査の実施に当たっては、本市に随行し、適宜記録を取ること。なお、受注者の旅費、現地での移動等の費用は、契約額の中で見込むこと。ただし、本市職員の旅費は本市が負担する。

(3) こどもの屋内遊び場に関するヒアリング調査

こどもの屋内遊び場に求められる機能や規模、サービス等について、こども・子育てに関する有識者や関係者、公園等の利用者など10者程度を対象にヒアリング調査を行うこと。なお、調査に当たっては、調査先、調査項目について、事前に本市に報告するとともに、本市の承認を得ること。

(4) 新施設の整備に関する課題整理・必要な機能等の検討

上記4(1)～(3)の調査結果等を整理・分析し、課題整理を行うとともに、本市が実施するこどもやその保護者を対象としたアンケート調査の調査結果等を踏まえ、新施設の整備に関して、「整備の方向性（施設コンセプト等）」、「必要となる機能」、「事業手法や運営手法の方針」等の検討を行うほか、「概算事業費の算定」及び「整備スケジュール案の作成」を行うこと。なお、これらに加え、現況整理・先進事例調査・ヒアリング調査等を通じて、本市における整備方針の検討上、必要性が認められる事項についても、適宜整理・検討の対象とすること。

(5) 基本構想（案）の作成

上記4(4)を踏まえ、新施設の整備に関する方向性や必要となる機能等を盛り込んだ「健康科学館廃止後の空きスペースを活用したこどもの屋内遊び場の整備に関する基本構想（案）」を作成する。

(6) 打合せ

本業務の実施に際しては、着手時、成果物提出時を含め、全6回程度を予定しているが、発注者が必要とした場合は随時対応すること。

5 スケジュール（予定）

業務のスケジュールは以下を想定している。ただし、業務の進捗状況により、変更となる場合がある。なお、「4(5) 基本構想（案）の作成」については、第一案を8月中、最終案を2月中に提出すること。

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 新施設の現況・課題の整理			→									
(2) 先進事例調査の支援			→	→								
(3) ヒアリング調査			→	→								
(4) 課題整理・必要な機能等の検討				→	→							
(5) 基本構想（案）の作成					→	→	→	→	→	→	→	→
(6) 打合せ			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

6 報告書作成

以上を取りまとめ、報告書を作成する。また、以下のとおり電子データを作成する。

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。

- イ 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
- ウ 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）10部を提出すること。
- エ 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

7 その他

- (1) 発注者は、業務実施過程において、本仕様書記載の内容に変更が必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は、契約額の範囲内において仕様の変更に応じること。
また、本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 支払いについては、業務完了後に履行内容を確認の上、請求書提出後30日以内に支払うものとする。